

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、平成〇年〇月〇日、A所在の会社B（以下「会社」という。）に雇用され、重量約10kgのプラスチック製ケースを行き先ごとに仕分けする作業等に従事していた。
- 2 請求人は、平成〇年〇月〇日、空き箱の解体作業中、空き箱を両手で持ち上げようとしたところ、腰を痛め（以下「前回災害」という。）、「右仙腸関節挫傷」と診断されて加療し、平成〇年〇月〇日に治癒（症状固定）となり、残存する障害について、監督署長は、労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級表上の障害等級（以下「障害等級」という。）第12級と認定した。

その後、請求人は、平成〇年〇月〇日に一旦職場復帰したものの、私病である「右変形性股関節症」の痛みのため休業し、同年〇月〇日、正式に復職したところ、平成〇年〇月〇日、自動車燃料タンクを積んだ台車を引っ張った弾みで左膝を捻り、負傷した（以下「本件災害」という。）。請求人は、「左膝内側半月板損傷」（以下「本件負傷」という。）と診断されて加療し、平成〇年〇月〇日治癒（症状固定）となり、残存する障害について、監督署長は障害等級第12級とした上で、既存障害として前回災害による障害が残存していることから、障害等級第11級と認定した。

- 3 請求人は、平成〇年〇月〇日、Cクリニックに受診し、「うつ病」と診断された。請求人によると、2度も後遺症の残るケガをしているのに、会社は、配置転換などの配慮もせず、また、通院のための有給休暇も承認しなかった。このため、

従前より不眠や不安を感じてはいたが、本件災害後、更に自分の将来に対して不安が強くなったという。

4 本件は、請求人が、精神障害の発病は業務上の事由によるものであるとして、休業補償給付を請求したところ、監督署長はこれを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。

5 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

### 第3 当事者の主張の要旨

#### 1 請求人

（略）

#### 2 原処分庁

（略）

### 第4 争点

請求人に発病した精神障害が、業務上の事由によるものであると認められるか。

### 第5 審査資料

（略）

### 第6 理由

#### 1 当審査会の事実認定

（略）

#### 2 当審査会の判断

（1）請求人の精神障害の病名及び発病時期については、その症状経過等からみて、決定書理由に説示するとおり、平成〇年〇月〇日頃にICD-10診断ガイドラインの「F43.2 適応障害」（以下「本件疾病」という。）を発病したものと判断する。

なお、請求人は、要旨、会社関係者の言動が本件疾病の悪化に拍車をかけたと主張しているが、悪化した時期を明らかにしておらず、また、その主張は医学的根拠に基づくものとも認められないから、これを採用することはできない。

（2）精神障害の業務起因性の判断基準は、決定書理由に記載の「心理的負荷による精神障害の認定基準について」（平成23年12月26日付け基発1226

第1号。以下「認定基準」という。) のとおりである。

- (3) 請求人は、本件疾病の発病原因に関し、要旨、それまでも、不眠や不安などを感じることはあったが、本件災害後これらの症状が強くなり、さらに、自分の将来に対して不安が強くなったと主張しているので、検討する。

本件災害は、請求人が、平成〇年〇月〇日、自動車燃料タンクを積んだ台車を引いた際に左膝を捻り、本件負傷をしたものであり、認定基準別表1の具体的出来事「(重度の)病気やケガをした」(平均的な心理的負荷の強度「Ⅲ」)及び「悲惨な事故や災害の体験、目撃をした」(平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」)に該当するものと認められる。

そこで、本件負傷の程度についてみると、請求人は、歩行が困難であり、正座やあぐらの姿勢ができず、左膝に痛みが走り、治癒するまでに1年余りを要したなどと述べているが、本件災害から約1か月を経過した平成〇年〇月〇日からリハビリが開始されており、長期間の入院を要するものであったとは認められない。また、後遺障害については、障害の状態に関する医学意見に基づき、障害等級第11級と認定されており、その障害の程度からみて、原職への復帰が困難となるような後遺障害を残すものとは認められない。さらに、請求人は、本件災害の2日後、接骨院で施術を受け、本件災害後8日を経過して初めて医療機関に受診していることからすると、本件災害によって重度の傷病を負ったものとは認め難く、本件災害が、自らの死を予感させたり、死の恐怖や強い苦痛を生じさせたりするようなものであったとは到底判断し得ない。

これらの諸点に鑑みると、本件災害による心理的負荷の総合評価は、請求人が後遺症の残る災害に2度被災したという事情を加味したとしても、決定書理由に説示するとおり、当審査会としても、いずれも「弱」ととどまるものであると判断する。

- (4) 以上からすると、請求人の業務による心理的負荷の総合評価が「弱」となる出来事が2つあるものの、恒常的な長時間労働も認められないことから、業務による心理的負荷の全体評価は「弱」と判断することが妥当であり、請求人に発病した本件疾病は業務上の事由によるものとは認められないものである。

- (5) 請求人は、前回災害後職場に復帰して以降、①会社に対し配置転換を希望したが無視され、②調査のために抜き打ちでD主査の自宅訪問を受け、③上司から、「噂は聞いているよ。」と嫌味を言われ、④マスク姿の請求人を見た同僚

に、「犯罪者みたいだ。」などと言って笑い者にされ、⑤請求人が早退した翌日には、同僚から無視され、⑥請求人が、職場で孤立し1人で作業をしても、同僚は助けてくれず、嫌がらせをするようになり、⑦本件災害後は、上司から、「何が目的なの。」、「腹を割って話そうや。」、「お金が目的だろう。」などと言われ、精神的苦痛を受けたと述べている。しかしながら、①から⑥までの出来事は、本件疾病発病前6か月よりも更に前の出来事であり、また、⑦の出来事は、本件疾病発病後の出来事であることから、いずれも心理的負荷の評価の対象とはならない。

さらに、請求人は、上司から、「会社を休むな。」、「その身体じゃ働けないか。」などといった嫌がらせや侮辱するような発言を受けたと主張しているが、一件記録を精査しても、会社関係者の申述など請求人の主張を裏付ける客観的な資料はなく、同主張を採用することはできない。

なお、請求人は、会社関係者は会社をかばうために虚偽の申述をする可能性が高いなどと主張し、会社関係者の申述は信用できないとしているが、当審査会としては、事実認定に係る関係者の申述及び証拠については、各位の立場や事情を十分斟酌した上で、その採否を決定しており、本件においても、関係者の申述については、その信ぴょう性や矛盾の有無について精査し、その採否を決定したものである。また、請求人のその余の主張についても子細に検討したが、上記判断を左右するものは見いだせなかったことを付言する。

### 3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。